

地域主権に基づく流域管理のための 新たな仕組みづくりについて

1. 提案

「地域のことは地域で決める」との考え方をふまえ、地域のニーズや特性を踏まえた主体的取組に基づき、河川や流域の管理が行えるような新たな仕組みづくりに取り組みたい。

(1) 統合的流域管理の推進、「(仮称)流域自治会議」への連携・協力について
琵琶湖淀川流域の持続的発展を図るための統合的な流域管理のしくみについて、本県や流域関係者とも連携し、積極的な検討を実施されたい。
琵琶湖淀川流域関係府県で設立の準備を進めている「(仮称)流域自治会議」に対する連携・協力を願いたい。

(2) 流域治水対策の推進について

「流域治水対策」の推進のため、はん濫流の制御や「地先の安全度」に基づく適切な土地利用・管理を統制する「はん濫原管理者」を法的に位置づけ、各種対策（はん濫原情報の収集・更新、耐水建築物の建築や改築など）を計画的に推進するための支援制度を創設されたい。なお、制度の創設にあたっては、先人の知恵や地域の創意工夫が十分活かせるよう配慮願いたい。

2. 現状と課題

(1) 統合的流域管理の推進、「(仮称)流域自治会議」への連携・協力について
琵琶湖は洪水調節や水資源の供給等、琵琶湖淀川流域に大きな役割を果たしているなど、多面的また広域的・国家的な価値を有している。
琵琶湖淀川流域において、治水、利水、環境、文化、防災、地域づくり、水源地域振興等の分野のさまざまな課題を解決し、琵琶湖淀川流域の持続的発展を図るためには、川の中だけでなく外も含め、行政境界や河川、農業用水、上下水道等の行政の枠組を超えた統合的な視点から取組が必要である。
地域のニーズを反映した総合行政の主体である府県や市町村が河川や流域の管理に早い段階から主導的に関わる必要がある。
琵琶湖淀川流域の管理に流域関係者が連携して取り組むとともに、琵琶湖の広域的・国家的な価値を踏まえ、国も連携して取り組む必要がある。

2．現状と課題

(2) 流域治水対策の推進について

整備が遅れている中小河川でははん濫や、整備計画規模以上の洪水によるはん濫が全国各地で頻発しており、河川整備の限界が明らかになっている。河川の合流部など、河川がはん濫した場合深く浸水する危険性がある地域においても、リスクに適応した土地利用や住まい方になっていない。

はん濫原を一体的に統制する責任者が明確となっていない。

河川がはん濫した場合でも人命を守り被害を最小化させるため、流域全体で洪水をしのぐ「流域治水対策」を推進していく必要がある。

流域治水対策は、これまでの川の中の施策に加え、流域の実情に応じた川の外（はん濫原）での施策を組み合わせしていくことが必要である

3．本県の取組状況

(1) 統合的流域管理の推進、「(仮称)流域自治会議」への連携・協力について

これまでから、琵琶湖淀川流域では、琵琶湖総合開発をはじめ流域全体を視野に入れた先進的な取り組みがされてきた。

琵琶湖の総合保全のためマザーレイク21計画の改訂を進めている。

滋賀県としても、琵琶湖淀川における流域管理のあり方について、有識者による検討委員会において検討を進めている。

琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会の統合的流域管理に関する検討分科会における検討に積極的に参加している。

琵琶湖淀川流域の府県や市町村が河川や流域の管理に主導的に関わり、総合治水や水行政についてあり方を決定し河川整備計画等に反映しようとする「(仮称)流域自治会議」の設立に向けて取り組んでいる。

(2) 流域治水対策の推進について

はん濫原情報の公表

水防法に基づく浸水想定区域図の公表に加えて、中小河川を含めた県全域のはん濫特性や水害履歴などの「はん濫原情報」を公表している。

水害に強い地域づくり計画の検討

地域の実情に応じた具体的な対策を推進していくため、川の中の対策と川の外の対策を組み合わせた「水害に強い地域づくり計画」を、市町や住民と協働で検討している。

(提案の概要)

(1) 統合的流域管理の推進、「(仮称)流域自治会議」への連携・協力について

これまでの取組の成果と課題を踏まえ、琵琶湖の広域的・国家的な価値を維持・向上させつつ、琵琶湖淀川流域の持続的発展を図り、流域管理の先導的取組として貢献できるよう、法制度を含めた統合的な流域管理のしくみについて、本県や流域関係者と連携した検討の実施

琵琶湖淀川流域の持続的発展

流域管理の先導的取組として貢献

琵琶湖・淀川流域における統合的管理のしくみ

統合的流域管理のための計画

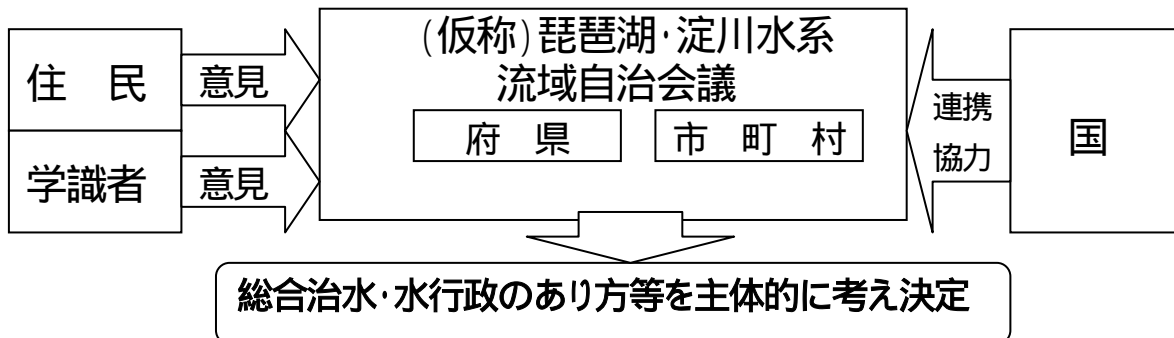
組織

権限や財政



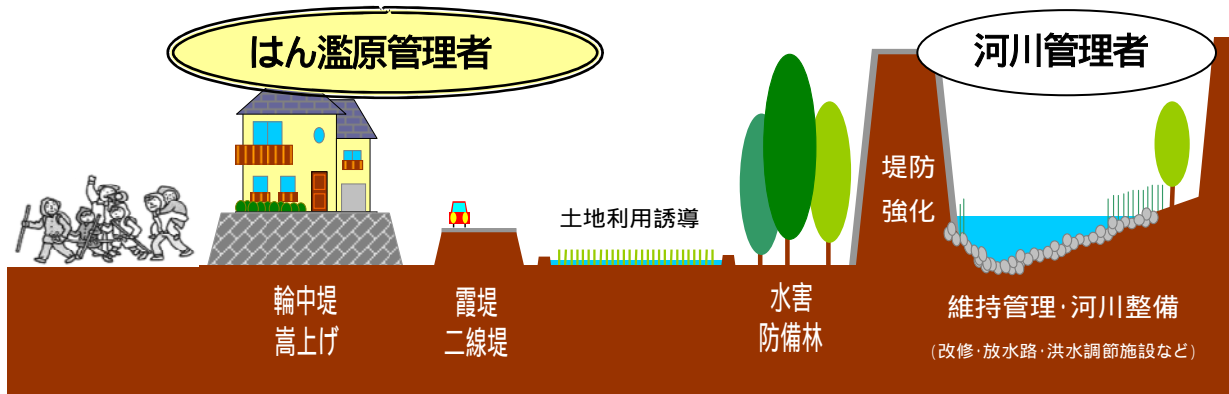
	流域面積	割合
淀川全体	8,240km ²	100.0%
琵琶湖	3,848km ²	46.7%
府県名	琵琶湖からの給水人口(H15)	
滋賀県	1,102,737人	
京都府	1,814,201人	
大阪府	8,772,470人	
兵庫県	2,667,211人	
合計	14,356,619人	

「(仮称)流域自治会議」において、流域管理のあり方等について議論・検討し決定する場合に必要な情報提供、技術検討等の連携・協力



(提案の概要)

総合的な流域治水対策のイメージ



はん濫しても人命を守り被害を減らす施策
～川の外(はん濫原)の対策～

はん濫を出来るだけ起こさせない施策
～川の中の対策～

- 住民との協働**
- ・ 農地や森林などにおける多面的機能の維持、向上
 - ・ 霞堤や二線堤などの新設、機能維持
 - ・ 「地先の安全度」を用いた土地利用規制や住まい方の工夫、自治会別避難計画の策定など

- 選択と集中**
- ・ 「地先の安全度」を活用した整備の優先順位付け
 - ・ 築堤河川における堤防の質的向上対策
 - ・ 適正な河川の維持管理

はん濫原対策への支援
はん濫原情報の収集・更新
耐水建築物の建築や改築
計画に位置づけられた各種対策

地域の実情に応じた多様な施策
(先人の知恵、地域の創意工夫)

河川整備計画に基づく施策の
着実な実施

水害犠牲者ゼロに向けた治水安全度の向上